

1. 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」(平成30年5月)(抜粋)

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

2. 保護者の自己負担の仕組み(現状)

(1) 保護者の自己負担の方法

保育料 保護者が施設(保育所は市町村)に支払う(子ども・子育て支援法)。

実費徴収 保護者が施設に実コストに応じて支払う(運営基準)。

- 日用品・文房具等、行事参加費用、食事提供費用、通園送迎費用、その他通常必要とされる便宜に係る費用
- 事前の明示、同意



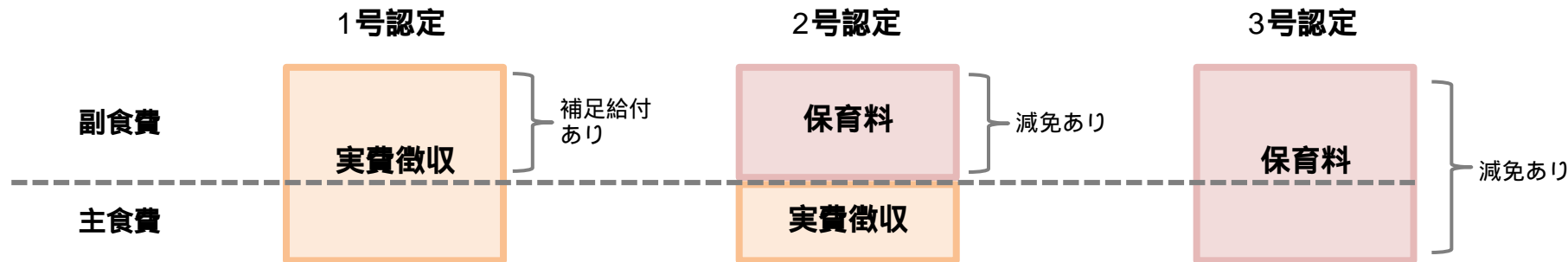
(2) 低所得者等の負担減免(地方単独事業による軽減を除く。)

保育料 生活保護世帯等を減免、世帯所得に応じた金額設定(子ども・子育て支援法施行令)。

実費徴収 生活保護世帯等に市町村が助成(子ども・子育て支援法に基づく補足給付事業)。

(3) 支給認定区分による食材料費の負担方法の違い

給食費のうち食材料費は、生活保護世帯等を除き、保護者の自己負担が原則。新制度の認可施設・事業所では、1号～3号認定の支給認定区分により負担方法が異なっている。



- 1 2・3号認定については、昭和24年の保育所給食制度の開始当初から、措置費に給食費を追加し、その措置費を負担能力のある者から徴収していた。
- 2 1～3号認定のいずれについても、人件費は公費負担。
- 3 食材料費に係る保育料内訳は主食費3,000円、副食費4,500円。

(参考) 関係条文

1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）

（利用者負担額等の受領）

第十三条

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの